

学校に行きたい!

養護学校義務制40年の節目に

現在では障害のある子どもたちが、特別支援学校や養護学校で学ぶことは当たり前になっています。でも、かつて障害のある子どもたちの学ぶ場が認められず、学校に行きたい、友だちがほしい、友だちと学びたいといったねがいが実現されない時代がありました。

1979年になり、養護学校義務制がやっと実施されました。戦後の民主主義教育が進められていた通常教育からおよそ30年遅れて、障害のある子どもたちの学ぶ場が制度化されたのです。それまでには、多くの子どもたち、親が学校に行くことができない現実につかり、苦難の歴史を歩んできました。

しかし、当時の子どもたちや親、教師たちは、決してあきらめませんでした。みんなが手を取り合い、養護学校義務制実施のための運動に立ち上がりました。その時代に、障害児者の権利を守り、発達を保障するために、多くの人のつながりのなかで全国障害者問題研究会が設立され、養護学校義務制実施の運動を進める力となりました。

養護学校には、たくさんの方のねがいや希望が詰まっています。養護学校義務制から40年という節目の時期に、親や教師のねがいに耳を傾け、障害のある子どもにとって学校や教育はどういう意味をもっているのか、問い返したいと思います。

構成：編集部 マンガ：いばさえみ



よっちゃんのママ

けんじ先生から訪問教育を受ける重症心身障害児のよっちゃんを育てるお母さん



たけまさ先生

定年間近のベテラン。教材を作ることが得意で子どもたちの人気者



けんじ先生

教員3年目。好奇心が強く学ぶことが大好き



ともみ先生

教員2年目。元気と笑顔が持ち味。ときには落ち込むことも



息子の行くところばあじなの

9歳になる息子は、脳と情緒に障害のある、いわゆる「動く重症児」です。

学齢になっても、相変わらず言葉も無く、自閉的な息子。特殊学級は無理、養護学校は非常に狭き門といわれ、就学猶予願いを出さざるを得なくなりました。そして「臨床発達指導センター」の幼児指導室に通園することになりました。四時間ずつ、週三日、音楽療法を中心とした小グループ指導です。私立の無認可の通園施設には公的な補助がほとんどないため、職員の給料、運営費など、すべて入園金や月謝でまかなわれるのです。義務教育の年齢の子どもが、たまたま障害児であるというだけで、こんなにも重い負担が親にかかることに、怒りを覚えられました。

重い子のための教育の場を用意せず、猶予免除をし、費用のかかる私立か、在宅収容施設か、というのは、あまりに冷たい行政ではないでしょうか。

就学猶予願いを二回出したのち、普通なら四月から三年生という年の一月、養護学校を受験しました。小学部は最初、一〇名程度の定員に九〇名近い受験者でした。それが、学校側と受験者の親とが一体となって都に働きかけた結果、定員が二〇名にふえました。みんながまとまって働きかけることが、どんなに強い力になるかをまのあたりに見て、心強くなりました。

しかし、わが子は不合格でした。不合格の子には、その理由を簡条書きにして、該当するものにマルをつけた紙が渡されましたが、わが子のころにマルがついていました。

このような障害児教育のあり方を一刻も早くかえていっていただきたいと思っています。そうでなければいい教育の場が充実しないのではないかと、不安になります。

【みんなのねがい】1973年2月より抜粋